

## 情報システムの導入と廃棄の作業マニュアル

平成28年9月30日

情報基盤センター

この作業マニュアルは、国立大学法人情報システム運用・管理実施手順書（以下、実施手順書という）の、情報システムの導入と廃棄、すなわち運用開始と運用終了の手順に関する部分を抜き出し IP アドレス取得等の手続きの説明を追加したものです。

情報システムをネットワークに接続し運用を開始する場合、あるいは情報システムをネットワークから切り放し運用を終了する場合は、この作業マニュアルに従ってください。

### 1. 情報システムの導入の手順について

#### 1.1 情報システム導入の計画立案について

実施手順書 5.1 節に従って導入するシステムの要件を検討してください。

- ・ 導入する情報システムの管理責任者・管理者は誰か
- ・ 導入する情報システムの利用者は誰か
- ・ 導入する情報システムの利用期間はいつからいつまでか
- ・ 導入する情報システムの利用目的は何か
- ・ なぜその情報システムを導入しなければならないのか
- ・ 導入する情報システムはどこで利用されるか

情報システムの導入が決定した場合、以下に示す項目をその情報システムの導入作業の文書に記録してください。特にグローバル IP アドレスを利用する場合は、学外に対してどのポートを公開するか、どのような情報セキュリティ対策を行うかをあらかじめ計画し記録する必要があります。

- ・ 管理責任者と管理者
- ・ 利用者
- ・ 利用期間
- ・ 利用目的
- ・ ハードウェア及び設置場所

- ・ 導入する OS 及びソフトウェア
- ・ IP アドレスの割り当て（グローバル IP or プライベート IP）
- ・ 情報セキュリティ対策

## 1.2 情報システム導入前の手続き

情報システムの導入を行う前に、IP アドレスの割り当て及び物理的配線が可能かを確認する必要があります。IP アドレスの割り当てについては、割り当てを希望する IP アドレスブロックの IP アドレス管理者にお問い合わせを行ってください。物理的配線については、その物理ネットワークの管理者にお問い合わせを行ってください。

グローバル IP アドレスの割り当てを希望する場合は、IP アドレス管理者に、グローバル IP アドレス利用申請書を提出してください。IP アドレス管理者はグローバル IP アドレス利用申請書に記載された内容を確認し問題がなければ、情報基盤センターにこれを送付します。

情報基盤センターでは、グローバル IP アドレスの利用条件を満たしているかどうか審査し、満たしていればグローバル IP アドレスの利用を許可し対外接続部の ACL での当該グローバル IP アドレスの遮断を解除します。満たしていなければグローバル IP アドレスの利用を許可しません。

プライベート IP アドレスの割り当てを希望する場合は、IP アドレス管理者より割り当てを受けてください。情報基盤センターに申請する必要はありません。

## 1.3 情報システム導入作業

実施手順書 5.2 節に従って情報システムの導入作業を行ってください。導入終了後に、実施手順書 5.3 節に記された日常的管理業務を円滑に実施できるよう、管理マニュアルを作成し導入作業の文書と共に保管してください。

## 1.4 情報システム導入後の手続き

グローバル IP アドレスを割り当てる情報システムを導入した場合は、以下の 2 点を提出してください。

- ・ 情報基盤センターにて管理する IP アドレス管理台帳

- ・ 総務課情報システム係に提出する IP アドレス記入シート

前者は、情報基盤センターにてグローバル IP アドレスが割り当てられたすべての情報システムの管理者、利用者、OS、ハードウェア、学外に公開しているポート及び情報セキュリティ対策等を記録している、いわばカルテであり、学外ネットワークからの情報セキュリティ監査のデータも IP アドレス管理台帳に記録されます。後者は、文部科学省等からの調査が行われる際に提出するものです。

それぞれ、以下の URL に提出方法が記載されています。

IP アドレス管理台帳 <https://www.cc.uec.ac.jp/srv/infra/ipaddresslist/>

IP アドレス記入シート [https://www.cc.uec.ac.jp/srv/infra/ipaddress\\_sheet.html](https://www.cc.uec.ac.jp/srv/infra/ipaddress_sheet.html)

この両方が提出されない場合は、グローバル IP アドレスの不正利用と見なし、情報基盤センターにて対外接続部の ACL で当該グローバル IP アドレスの遮断を行います。

#### 1.5 情報システム導入後の情報セキュリティ監査

グローバル IP アドレスを割り当てた情報システムの運用を開始した場合、情報基盤センターでは学外ネットワークから当該システムの情報セキュリティ監査を行い、その結果をメールにて管理者に連絡すると共に、IP アドレス管理台帳にログを記入します。

情報システムのセキュリティ対策に不備が認められる場合は、管理者はこれらの結果を元に対策を行い、対策後に情報基盤センターにメールにて連絡してください。情報基盤センターは再度の監査を行います。

プライベート IP アドレスを割り当てた場合は、情報基盤センターは希望者に学内ネットワークからの監査を行います。その結果は管理者にメールにて送付されます。管理者はこれらの結果を元に対策を行い、対策後に情報基盤センターにメールにて連絡してください。情報基盤センターは再度の監査を行います。

#### 1.6 情報システムの定期検査

グローバル IP アドレスを割り当てた情報システムを運用している場合、情報基盤センターでは定期的に以下の項目の検査を行います。

- ・ 情報システムの運用は継続されているか否か

- ・ 情報システムの情報セキュリティに問題はないか

前者の場合は IP アドレス管理台帳が更新されているか否かを確認します。更新が行われておらず、システムの管理者からの連絡がない場合は、その情報システムの運用は終了したあるいは運用管理が放棄されていると見なし、対外接続部の ACL で当該グローバル IP アドレスを遮断すると同時に、IP アドレス管理者にその旨を連絡します。

後者の場合は 1.5 節に従って学外ネットワークからの情報セキュリティ監査を行います。監査に対してシステムの管理者からの連絡がない場合は、運用管理が放棄されていると見なし、対外接続部の ACL で当該グローバル IP アドレスを遮断すると同時に、IP アドレス管理者にその旨を連絡します。

## 2. 情報システムの廃棄の手順について

### 2.1 情報システムの運用終了の手順について

実施手順書 5.4 節に従って、情報システムの運用を終了する場合は、ソフトウェアとデータに関する以下の 3 点の処理を確実に行ってください。これらが終了したことを確認してから情報システムを停止してください。

- ・ 必要な情報のバックアップあるいは移行
- ・ ソフトウェアライセンスのアクティベーション終了手続き
- ・ プライバシー情報・個人情報の削除

運用を終了した情報システムを保管する場合は以下の安全措置に従ってください。

- ・ 電源ケーブル及び LAN ケーブルを抜線します。
- ・ 運用を終了した情報システムであることがわかるよう機器にラベルを貼付し、管理責任者を明記します。
- ・ 電源コネクタ及び LAN ポートはテープ等で封印します。
- ・ 管理者の管理が行き届く場所に移動して保管します。管理者の許可なしに持ち出せないようにします。

情報システムを廃棄する場合は以下の安全措置を行ってください。

- ・ ハードディスクは、本体より取り出してハードディスク消去器を用いるか、ハード

ディスク消去プログラムを用いて、記録されている情報を確実に消去します。あるいは物理的に破壊します。

物品の破棄の手続きについては財務課の定めた手続きに従ってください。ネットワーク接続の物理的配線の撤去については、その物理ネットワークの管理者に問い合わせを行ってください。

## 2.2 IP アドレスの返納手続きについて

情報システムの運用を終了した場合は IP アドレスの返納手続きを行う必要があります。

グローバル IP アドレスを割り当てていた場合は、当該システムの管理者はグローバル IP アドレス返納申請書を IP アドレス管理者に提出するとともに、総務課情報システム係に当該グローバル IP アドレスの利用を終了したことをメールにて連絡してください。IP アドレス管理者はグローバル IP アドレス返納申請書に記載された内容を確認後、これを情報基盤センターに送付します。情報基盤センターではグローバル IP アドレス返納申請書に記載された内容を確認後、対外接続部の ACL での当該グローバル IP アドレスの遮断及び IP アドレス管理台帳からの削除を行います。

プライベート IP アドレスを割り当てていた場合は、当該システムの管理者は IP アドレス管理者にその旨を連絡してください。その連絡方法は、IP アドレス管理者の指示に従うこととします。